

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 筑波大の夏季講習わずか300人 競争率2倍以上に

### 県教委に責任果たさせる必要 現状では教員個人にしわ寄せ

茨城県高等学校教職員組合は昨年末、茨城県教育委員会に対して教員免許更新講習に関する要求書を提出したが（[www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/987.pdf](http://www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/987.pdf)）、さらに3月4日に追加要求書を提出した。内容は、大学に対し更新講習の先着順受付を改めるよう申し入れること、受講申し込みは県教委がとりまとめておこなうこと、県教委が講習を開設すること、十年研を更新講習として認定すること、の4点である（前号記事参照〔...../989.pdf〕）。

#### 複雑で不合理な筑波大の講習

2月17日に認可された筑波大学の更新講習には問題が多い。同大の講習は5日間（30時間）一括でなく、必修A・2日間（12時間）、選択B・1日（6時間）、選択C・1日（6時間）、選択D・1日（6時間）というように4分割して開講される（[www.tsukuba.ac.jp/community/kyouinkousyu/pdf/2009\\_h21kousyuunittei.pdf](http://www.tsukuba.ac.jp/community/kyouinkousyu/pdf/2009_h21kousyuunittei.pdf)）。申込方法の詳細はまだ明らかではないが、受講者はAからDまでの各々について個別に申し込むことになるだろう。いずれも筑波大のウェブサイトで先着

順で締め切られる。4つのうち一部だけしか予約がとれない可能性が高い。残りは他大学の講習に応募しなければならない。

全体で1195人分の席が用意されるが（ただし、Bの1950人分など一部で上乘せされる）、必修Aを例にとると、夏季休業中には、8月3日（月曜）・4日（火曜）に定員300人で開講されるだけである。20日（木曜）・21日（金曜）にも300人で開講されるが、場所は「東京キャンパス」、つまり地下鉄・東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅近くの旧東京教育大学校舎である。県南部からでも2時間以上かかる。これでは「県内の大学」とは言えない。

#### 夏季休業中は競争率2倍

結局のところ、希望者が集中する夏季休業期間中に、つくば市の筑波大学校舎で受講できるのは300人だけだ。

受講に居住地制限はない。当然、県内教員の優先権もない。つくばエクスプレス（TX）の快速電車で秋葉原駅からつくば駅まで45分である。筑波大学は、都心から東京西部や神奈川の大学より近いのだ。東京から希望者が集中する可能性がある。

まだ認可前だが、茨城大学は8月17日からの5日間に500人分開講するようである。筑波大と茨城大、2校をあわせて800人の定員に、県内の2150人以上の対象者のうち8割以上が集中することになるだろう。これだけで競争率は2倍以上だ。

筑波大が1200人、茨城大が1000人。当初は、2大学で県内の毎年度2150人の対象者数をわずかに上回り、基本的に充足するように思われた。しかし、具体的日程が発表されてみれば、完全な肩透かしである。しかも、2150人というのは公立の幼・小・中・高の教員だけの話だ。私立学校教員については統計すらない。最悪の状況なのだ。

#### 大混乱のインターネット申し込み

福島大学は、必修の2日間（12時間）の受講申し込みを、すでに3月6日に締め切った。先着順でなく、いったんインターネットによる申し込みを受け付けて、あとで抽選がおこなわれる。現在、選択の3日間（18時間）分の申し込みを受け付けている最中だが、福島大学のウェブサイトには次のような「お願い」が出ている。

「講習の申込に際して、かな

り多くの講習を申し込まれる方が見受けられます。その結果、全ての講習が抽選で当たった場合、必要最小限の時間を確保できない人が多く生じてしまう可能性があります。できるだけ多くの方々に希望する講習を受講していただくために節度あるお申込みのご協力をお願いします。」

応募用の入力画面（<https://menkyokoushin.adb.fukushima-u.ac.jp/teachers/new>）を見ると、講座の一覧にいくつでもチェックを入れられる。抽選制とあっては、「重複応募」を抑止するのは不可能だ。こんな仕組みにしておいて「節度」を求めるのは無理がある。

筑波大学や茨城大学では、抽選ではなく先着順となるから、混乱ははるかに深刻なものとなるだろう。入力画面の設計がどうなるのかまだわからない。事前に入力画面の表示が不可能な構造の場合、タイピングの早さが勝敗の分かれ目となる。事前に入力しておいて送信する構造の場合には、おそらく受付開始後の数秒間で決着がつくだろう。

筑波大学の8月実施の300人分のうち、県内の教員は、その半分も取れないだろう。

#### 20日間休みなし——受講は命がけ

夏季休業中に受講できなければ、学期中に受講しなければならない。筑波大では6月6日から27日にかけての5日間の土曜・日曜に開講される。茨城大学は、10月17日から12月27日の予定である（詳細未発表）。

筑波大学は2008年度の「移行」においては、6月21日から7月5日まで、土日・土日・

土と連続的に講習を実施した。受講者は3週間分の勤務とあわせ、じつに20日間、たった1日の休日もないまま勤務と受講を余儀なくされた。

配慮を欠いた日程をアンケートで叩かれた筑波大学は来年度は、6月6日（土）、7日（日）、13日（土）、20日（土）、27日（土）の日程に変えた。一応、6月14日、21日の日曜を空けてある。それでも6月の休日はわずか3日間になってしまうし、6月1日から12日まで、1日も休日がない。梅雨の蒸し暑さが続く中、6月には祝日もない。体調を崩して途中で受講を断念する人もでるだろう。

#### 県教育庁幹部の無責任発言

夏季休業中に受講する場合でも、毎日連続6時間の講義と連日の認定試験は大きな負担となる。はじき出されて学期中に受講するとなれば、より一層の心身の負担を覚悟しなければならない。日常とは違った遠距離の自動車運転は、交通事故の確率を飛躍的に高める。通常勤務以上に公務災害補償制度が必要となる。

この点は、対県教委要求事項に含めてある。さらに、2月24日に茨城県教職員互助会理事会が開催された際、茨城高教組派遣の理事が、2項目の提案をおこなった。ひとつは、互助会として、茨城県教育委員会ならびに市町村教育委員会に対して、更新講習受講を公務として取扱うよう要請すること、2点目は、更新講習の公務性が認められない場合には、互助会として災害補償のための事業を立案し実施すること、である。

これに対して、議長をつとめていた福田敬士副理事長（県教育次長）は、「この問題は互助会ではいかんともしがたい」とピンボケ発言をした。この問題に関する県教育庁幹部らの無責任な態度が如実に現われている。さらに、互助会事務局の課長が「事務局で検討する」と述べ、理事会としての協議を妨げようとした。これに対して、大川慶一顧問（元・茨城県教職員組合委員長、元・茨城県人事委員）が、「事務局が返答するのは越権行為だ。まず理事長・副理事長・専務理事らが協議の上、対応を検討すべき問題だ。」と助言した。この件はこの助言の通り取り扱われることになった。

今後、理事を派遣している県教育庁、県校長会、県高校長協会、茨教組の対応が注目される。

#### 抜本的で具体的な改善が必要

免許更新制度の運用はすでに始まっている。形式上の「施行」期日の4月1日を目前にして、対象者全員の受講機会の確保すら不可能という、驚くべき状況が明らかになった。運良くチケットを入手しても、受講のためにたいへんな辛苦を強いられる。

成りゆきを静観していて解決するような問題ではない。具体的事項の解決を求めて声をあげるのを怠れば、危惧している以上の窮状に追い込まれることになるだろう。当面、冒頭にあげた要求項目に関して、県内の教員が声をあげることが必要である。制度の凍結を求めるのもよいが、すでに事態は沸騰寸前なのだということ認識すべきだろう。□